



令和7(2025)年8月21日
杉並区総務部広報課

杉並区 子どもの権利を守るため、子どもと一緒に考えます

『杉並区子どもの権利相談・救済窓口』 を開設します

子どもたちが抱える様々な悩みを気軽に相談できるようにするため、令和7年9月1日から「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」を開設します。

区では、子どもが権利の主体として尊重され、子どもが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和7年4月1日より施行しました。

「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」はこの条例に基づき、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、子どもの権利についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うなどする窓口として、令和7年9月1日に開設するものです。

子どもたちからの相談を受けるのは、弁護士や社会福祉士、公認心理師などの資格を持ち、子どもの権利に関して優れた見識を有する「子どもの権利救済委員」で、委員は子どもの声を聴きながら、子どもにとって一番良い解決方法を子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。

相談方法は電話(0120-7373-34)、メール、LINE、WEBフォーム、窓口(区役所3階)、手紙と多様な手段を用意しており、悩みだけでなく、気になることがあるときや誰かに話を聞いてほしいとき、もやもやしているときなどに気軽に相談を受けられるようにしています。

開設にあたり、LINEやWEBフォームなどの操作や相談方法を体験してもらうために、7月15日から8月31日までメッセージ送信チャレンジ期間を設けています。また、8月22日(金)と25日(月)には区役所ロビーで子どもの権利や条例、子どもの権利相談・救済窓口を紹介する展示、スタンプラリーやクイズなど開設前イベントを行います。

●杉並区子どもの権利相談・救済窓口

開設日：令和7年9月1日(月)

相談できる日時：月・水・金 13時～19時、土曜日は13～16時
※火・木・日・祝日と年末年始はお休みです



【報道機関 問い合わせ先】

子ども家庭部管理課 子どもの権利推進担当：03-3312-2111 内線1356

広報課報道係：03-3312-2111 内線1502